

# 日本プライマリ・ケア連合学会関東甲信越ブロック支部規約（2020.7.12 改訂）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会の名称は、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会関東甲信越ブロック支部と称する。

（地域）

第2条 本会は、日本プライマリ・ケア連合学会の支部組織であり、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県、新潟県を構成都県とする。

2 各構成都県に本会の都県支部を置く。

（目的）

第3条 本会は、関東甲信越ブロックのプライマリ・ケアの充実・発展を通して地域社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）学術集会（地方会）、講演会、教育集会（セミナー、ワークショップ）等の開催
- （2）日本プライマリ・ケア連合学会の事業の内、関東甲信越ブロックに関わる事業
- （3）プライマリ・ケアに関する普及啓発活動・政策提言・調査研究事業
- （4）都県支部への支援
- （5）会員相互の交流を図る事業
- （6）研修医・学生等の育成に関わる事業
- （7）多職種連携・協働を推進する事業
- （8）その他本会の目的を達成するために必要な事業

（事業年度）

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員

（種別）

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- （1）正会員 日本プライマリ・ケア連合学会の正会員資格を持つ構成都県内の個人

(2) 学生会員 日本プライマリ・ケア連合学会の学生会員資格を持つ構成都県内の個人

(入会)

第7条 本会への入会は、日本プライマリ・ケア連合学会への入会による。ただし、連絡先として学会に届け出た住所地が本会の構成都県内である者に限る。

(退会)

第8条 本会の退会および会員資格喪失に伴う事項については、日本プライマリ・ケア連合学会の会員規則に準じる。

### 第3章 議員

(議員)

第9条 本会の議員は、構成都県内の日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事をもってこれにあてる。

(議員の任期)

第10条 議員の任期は、日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事の任期に準じる。

### 第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 幹事 4名 (専攻医より 2名、専門医より 2名)
- (4) 監事 2名

(選任等)

第12条 支部長は、構成地域内の日本プライマリ・ケア連合学会の理事の中から理事の互選により選任し、都県連絡委員会の承認を得なければならない。

- 2 副支部長は、議員の中から支部長が選任することができる。
- 3 監事は、議員の互選により選任する。
- 4 幹事は、構成都県内の専攻医、専門医から推挙され、支部長の承認を得なければならない。

(役員の仕事・権限)

第13条 支部長、副支部長、幹事は執行部を構成し、この規定の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

2 支部長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、本会の業務を執行する。また、支部長に事故があるとき、または支部長が欠けたときは、副支部長がその職務を代行する。

(監事の職務)

第14条 監事は、以下の職務を行う。

(1) 本会の事業並びに財産及び会計の状況を監査する。

(2) 議員総会および都県連絡委員会に出席し、意見を述べる。

(3) 本会の事業執行に支障を来たすような問題が生じたときには、都県連絡委員会の招集を請求する。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事の仕事に準じる。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 議員総会

(構成)

第17条 議員総会は、すべての議員をもって構成する。

(権限)

第18条 議員総会は、次の事項を議決する。

(1) 監事の仕事

(2) 事業計画及び予算に関する事項

(3) 事業報告及び決算に関する事項

(4) 規約の改廃に関する事項

(5) その他、本会の運営に必要と思われる事項

(開催)

第 19 条 定時議員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時議員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 議員総会は、支部長が招集する。

(議長)

第 21 条 議員総会の議長は、議員総会で選出する。

(定足数)

第 22 条 議員総会は、議員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 23 条 議員総会における議事は、出席した議員の過半数をもって決する。

2 議決権は、議員 1 名につき 1 とする。

(書面表決)

第 24 条 やむを得ない理由のため議員総会に出席できない議員は、議長又は他の議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その議員は出席したものとみなす。

## 第 6 章 委員会

(委員会)

第 25 条 本会の事業を推進するために必要のあるときは、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 7 章 会計

(会計)

第 26 条 本会の会計は、交付金、寄付金、事業収入、補助金をもって支弁する。

(財産の管理・運用)

第 27 条 本会の財産は、支部長が管理・運用する。

(事業計画及び収支予算)

第 28 条 本会の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに支部長が作成し、直近の総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第 29 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、支部長が作成し、監事の監査を受け、直近の総会に報告するものとする。

(会計原則)

第 30 条 本会の会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

## 第 8 章 規約の改廃

(規約の改廃)

第 31 条 本規約は、議員総会の議決により改廃することができる。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 32 条 本会の事務を処理するため事務局を設置することができる。

2 本会は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、議員総会の承認を得て事務局業務の全部または一部を外部に委託することができる。

3 事務局の運営に関して必要な事項は、支部長が別に定める。

以上